

# 新英国移民制度のガイドブック

2023年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

ビジネス展開支援課

### 【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） ロンドン事務所が現地のフラゴメン法律事務所に作成委託し、2022年11月25日に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびフラゴメン法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびフラゴメン法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ロンドン事務所  
E-mail: ldnresearch@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

はじめに .....	1
スポンサーライセンスとコンプライアンス遵守義務 .....	2
Skilled Worker ルート .....	6
Global Business Mobility ルート .....	9
Graduate Trainee ルート .....	12
UK Expansion Worker ルート .....	13
Service Supplier ルート .....	15
Secondment Worker ルート.....	17
Global Talent ルート.....	18
Start Up ビザ .....	20
Innovator ビザ .....	22
High Potential Individual (HPI) ルート.....	24
Scale Up ルート.....	26
Youth Mobility ビザ.....	27
Government Authorised Exchange ビザ.....	28
International Agreement Worker ビザ.....	29
Creative and Sporting ルート .....	30
Charity Worker ビザ.....	32
Religious Worker ビザ.....	33
Minister of Religion ビザ.....	35
Media Representative ビザ.....	37
Student ルート .....	38
Graduate ルート.....	44
Visitor ルート .....	45
EU Settlement スキーム .....	48

## 新英国移民制度のガイドブック

### はじめに

英国の EU 離脱（ブレグジット）に伴う移行期間の終了により、2020 年 12 月 31 日をもって、欧州法の大きな柱の一つであった、英国と EU 間の「人の移動の自由」に終止符が打たれた。英国の移民当局である内務省（ホームオフィス）は、欧州国籍者<sup>1</sup>を含む、すべての移民者を対象とする新移民制度を導入した。

英国移民制度は常に進化を続けており、2021 年 7 月 1 日付で Graduate ルートが導入、2022 年 4 月 11 日付で、日系企業に最も使用されていた Intra Company ルートが新 Global Business Mobility ルート傘下のサブカテゴリーの一つである Senior or Specialist Worker に再編成された他、英国に支店、子会社を設立する目的で使用されていた Representative of Overseas Business ルートが廃除され、これに代わり、UK Expansion Worker ルートが新しく導入された。

2022 年 5 月 30 日付で、新卒者向けの High Potential Individual ルート、続いて 8 月 22 日付で、著しい成長を遂げる企業を対象にした、Scale Up ルートが新しく導入された。

さらに、2023 年より、新しい Electronic Travel Authorisation（ETA）システムが導入される予定である<sup>2</sup>。ビジターとして渡英する前に必要となるオンライン上の申請システムであり、現在、ビザ取得が不要で、入国・滞在許可を保持しない渡英者の記録を管理する事が目的とされる。

このガイドブックは、英国に進出する日系企業、また、既に英国に拠点を置く日系企業が、英国で日本人を含む外国人を雇用の際に参照、活用できるよう纏められた内容である。従って、イミグレーションルール、ポリシーガイダンス等の資料<sup>3</sup> や法的アドバイスの代行となるものではない。

---

<sup>1</sup> このガイドブックで欧州国籍者とは、次の国々の国民を指す（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）なお、アイルランド国籍者は英国移民制度の対象にならないため、このガイドブック上、この定義には当てはまらない。

<sup>2</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/nationality-and-borders-bill-electronic-travel-authorisation-factsheet/nationality-and-borders-bill-electronic-travel-authorisation-factsheet>

<sup>3</sup> イミグレーションルール：<https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules>

## スポンサーライセンスとコンプライアンス遵守義務

2021年1月1日以降に英国で居住、就労を開始する欧州国籍者については、その他の国籍者と同様に新移民制度の対象となり、英国入国前に、適切な労働許可（ビザ）を取得する必要がある。また、ビザを取得するためには、スポンサーライセンスを保持する英国会社からジョブオファーを受け、Certificate of Sponsorship（CoS）が発行される事が条件となる。

新移民制度が導入された2020年12月1日において、スポンサーライセンスを既に保持していた場合は、新しいスポンサーライセンスを再申請する必要はない。スポンサーマネージメントシステムと呼ばれるオンラインシステム上で、Tier 2（General）ビザカテゴリーがSkilled Workerルートに、そして、Tier 2（ICT）ビザカテゴリーがIntra Companyルートに、2020年12月1日付けで自動的にアップデートされた。さらに、2022年4月11日付でIntra CompanyルートがGlobal Business Mobility（Senior or Specialist Worker）ルートに自動的にアップデートされた。

なお、現在、Global Business Mobility（Senior or Specialist Worker）ルートのライセンスのみを保持する場合で、欧州国籍者の採用を希望する場合には、Skilled Workerルートのライセンスを取得する必要がある<sup>4</sup>。また、日系企業の中で多くみられる、日本人駐在員の管理と現地雇用者の管理を別々の人事担当者、チームが行っている場合は、新移民制度の下、今後は、より統一したかたちでイミグレーションコンプライアンス遵守のためのポリシーを構築していくことが課題となる。

スポンサーライセンスを保持する企業は、申請時に、イミグレーションコンプライアンスを遵守し、ホームオフィスのコンプライアンスチェックに協力して応じる、と宣誓している。従って、ホームオフィスは、スポンサー企業が、移民法、ルール、ガイダンスに記載のある義務、責任の内容を把握し、遵守している、という理解の前提でコンプライアンスチェックを目的に監査訪問を行う権利を持つ（事前通知のない抜き打ちの監査もあり）。従って、監査訪問がいつ行われてもいよう、内部チェックと準備を行うことが重要である。

監査訪問の際、ホームオフィスの担当官は下記のエリアをチェックする。

- 不法労働を防ぐための勤務開始日の就労権利確認義務とビザ有効期限のモニタリング義務

英国雇用主は、国籍を問わないすべての社員を対象に、遅くとも勤務開始日の朝までに就労権利<sup>5</sup>を確認する義務がある。新型コロナウイルスのパンデミック前は、常に、原本書類と本人確認を行う

---

ポリシーガイダンス：<https://www.gov.uk/government/collections/sponsorship-information-for-employers-and-educators><https://www.gov.uk/government/publications/eu-settlement-scheme-caseworker-guidance>

<sup>4</sup> <https://www.gov.uk/apply-sponsor-licence>

<https://www.gov.uk/government/collections/sponsorship-information-for-employers-and-educators>

<sup>5</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1071](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1071)

必要があったが、パンデミック下、特別措置として、ホームオフィスは、限定期間のみ、ビデオコールでのリモートの書類確認を許可した。この特別措置は 2022 年 9 月 30 日をもって排除された。この期間中にリモートチェックを行った雇用者に関しては、後日、原本書類の再確認は必要ない<sup>6</sup>。さらに、2022 年 4 月 6 日より、ホームオフィスのオンラインツール<sup>7</sup>を使用した就労権利確認を義務付けた。例えば、**Biometric Residence Permit (BRP)**を保持する雇用者については、原本書類を確認するだけでは不十分であり、必ずオンラインツールを使用して就労権利確認を行う必要がある。

ホームオフィスの監査訪問の際、雇用契約書に記載のある勤務開始日、また、CoS に記載のある勤務開始日までにこの書類確認が行われたかどうか調査を受けることになる。

期限日がある就労権利証明書類（ビザ）については、期限日をモニターする義務が生じ、期限日を迎える前にビザ延長申請の提出、または雇用が期限内に終了する場合には、その旨をホームオフィスに通知する必要がある（ビザ期限日当日まで勤務し、英国を出国する場合は、通知の必要はない）。中小企業の場合、マニュアルでスプレッドシート等にこの情報を管理することも認められるが、大企業の場合、オンラインの HR システム等で管理をすることが望ましい。

- 移民労働者に関する情報の記録、保管義務

スポンサー企業は、スポンサーするすべての移民労働者に関する情報を記録し、保管する義務を持つ。記録、保管が必要な情報、書類のリストは Appendix D<sup>8</sup>に記載されている。スポンサーを終了した移民労働者の情報については、スポンサー終了後、最低 1 年間、または、監査を受け、ホームオフィス担当官が情報を確認後承認した日まで（いずれか早い方）保管する義務がある。保管の必要がある書類、情報の例は次のとおりである。

- オンラインツールを使用して正しく就労権利確認を行った証明：EU Settled：EU Settled ステータスまたは Pre-Settled ステータス保持者、BRP 保持者、デジタルステータス（eVisa）保持者等が対象

マニュアルチェックが必要な場合：

- パスポートコピー（原本書類を確認した日付、担当者のサインを含む。）
- エントリークリアランス（入国ビザ）のコピー（原本書類を確認した日付、担当者のサインを含む。）

その他の書類

---

247/Employer\_s\_Guide\_to\_Right\_to\_Work\_Checks\_\_PDF\_.pdf

<sup>6</sup> <https://www.gov.uk/guidance/coronavirus-covid-19-right-to-work-checks>

<sup>7</sup> <https://www.gov.uk/check-job-applicant-right-to-work>

<sup>8</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/939308/2020-12-01\\_Sponsor-guidance-Appendix-D-12-20\\_v1.0.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/939308/2020-12-01_Sponsor-guidance-Appendix-D-12-20_v1.0.pdf)

- 英国入国日の情報（E-gate で通過した場合、入国日のスタンプがない。）ビザの有効期間内に入国したことを確認する必要がある。
- BRP のコピー
- 発行された CoS のコピー
- 雇用契約書・出向契約書
- National Insurance 番号
- 移民労働者のコンタクト情報の履歴（住所、電話番号等）
- 出勤、欠勤の記録等

何らかの理由（例：ホームオフィスにてビザ申請が審査中である等）で就労権利証明書類が確認できない場合は、Employer Checking Service<sup>9</sup>のオンラインツールを使用し、ホームオフィスに対し、就労権利の確認を依頼することができる。Emailにて、Positive Verification Notice を受領した場合には、この Email が 6 カ月間、就労権利証明書類の代わりとなるが、その期間内に改めて就労権利証明書類を確認する必要がある。

- 変更事項の通知義務

スポンサー企業は、雇用する移民労働者の雇用条件が変更した場合、または会社の情報に変更があった際には、SMS 上でホームオフィスに通知を行う必要がある。ガイダンス<sup>10</sup>に、通知をしなければならない内容が記載されている。

通知が必要な変更内容の例：

- 移民労働者が勤務を開始しなかった場合
- 継続して計 10 営業日以上、無断欠勤した場合
- 雇用が早く終了する場合（例：退職）
- その他の理由でスポンサーを終了する場合（例：永住権取得、その他のビザカテゴリーへのステータス変更など）
- 昇進に伴う職名や職務内容の変更
- 給与額の減少
- 勤務地の変更
- Authorising Officer、Key Contact の交代、情報修正
- 会社の住所変更
- 会社の名義変更
- 会社の合併、買収

<sup>9</sup><https://www.gov.uk/employee-immigration-employment-status>

<sup>10</sup>[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/936740/2020-11-18\\_Sponsor-guidance-Part-3-compliance-11-20\\_v1.0.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/936740/2020-11-18_Sponsor-guidance-Part-3-compliance-11-20_v1.0.pdf)

- 会社の休眠、倒産
- ビジネス内容の著しい変更など

会社の合併、買収を含む、複雑な変更内容については、通知を 20 営業日以内に行わなければならない。その他の変更内容については、通常、変更日から 10 営業日以内に通知を行う義務がある。

さらに、英国で行う業務内容が、法的に特定の機関に規制されており、特別認可を受ける必要がある場合は（例：会計士、弁護士、ファイナンシャルアドバイザーなど）、認可を有することをチェックする必要があり、認可に有効期限がある場合には、モニターする義務も発生する。

ホームオフィスの監査訪問の結果、コンプライアンスが遵守されていない、と判断された場合には、スポンサーライセンスのレーティングが A レーティングから B レーティングに格下げとなるだけでなく、ライセンスを取り上げられることもある。その際には、将来的に労働者をスポンサーすることが不可能になるだけでなく、現在スポンサーする労働者のビザをもキャンセルされることになる。従って、コンプライアンスを遵守することは非常に重要である。

スポンサーライセンスは 4 年ごとに更新が必要であり、更新申請がホームオフィスの監査訪問の引き金になることもある。2022 年 8 月、リモートで行われるデジタル監査の導入がガイダンス<sup>11</sup>に正式に記載された。

---

<sup>11</sup> <https://www.gov.uk/government/collections/sponsorship-information-for-employers-and-educators>

## Skilled Worker ルート

Skilled Worker ルートは Tier 2 (General) カテゴリーを置き換えた新しいビザルートであり、通常、グループ会社外からの新規雇用、現地採用の際に使用されるルートである。前 Tier 2 (General) カテゴリーのルールと同様に、5年間の英国滞在を満了後、永住権を申請する資格が発生する。配偶者、未婚のパートナー（2年以上同居していることが条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザ取得が可能である。

ビザを取得するために、計 70 ポイントを満たす必要がある。

### 必須ポイント（50 ポイント）

- スポンサー会社からのジョブオファー（CoS 発行）：20 ポイント
- 職務レベル(RQF レベル 3)：20 ポイント
- 英語力<sup>12</sup>（CEFR:B1 レベル）：10 ポイント

### トレード可能なポイント（20 ポイント）

#### テスト 1（年収額）

- 最低年収額 20,480 ポンド、さらに、職業コード別最低年収額（Going rate）<sup>13</sup>の 80%を満たす（New Entrant の場合は 70%）：0 ポイント
- 最低年収額 20,480 ポンド、さらにヘルスケア、教育関連の職務であり、適切な国で定められた最低収入額を満たす：20 ポイント
- 最低年収額 23,040 ポンド、さらに、職業コード別最低年収額（Going rate）の 90%を満たす：10 ポイント
- 最低年収額 25,600 ポンド、さらに職業コード別最低年収額を満たす：20 ポイント

年収額については基本給与額のみで上記の条件を満たす必要があり、いかなる手当でも計算に含むことはできない。

#### テスト 2（その他）

- 職務に直接関連する学科の PhD を保持する：10 ポイント
- 職務に直接関連する STEM（科学、テクノロジー、エンジニアリング、数学）学科の PhD を保持する：20 ポイント

---

<sup>12</sup><https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-english-language>

<sup>13</sup><https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-skilled-occupations>

- 英国で定められた不足職業<sup>14</sup>に当てはまる：20 ポイント
- New Entrant（申請時に 26 歳未満、または新卒生で英国内で学生ビザからスイッチ申請をする場合等）である：20 ポイント

経済的自立の条件（Financial Requirement）は、A レーティングを有するスポンサーが、CoS 上でビザ申請者と扶養家族の経済的自立を保証し、該当チェックボックス（maintenance）にチェックを付けることによって、満たされる。

興味深いことに、前 Tier 2 (General)カテゴリーの条件と比較すると、ルールがかなり柔軟になっていることが見受けられる。前 Tier 2 (General)カテゴリーの必要条件であった現地労働市場テスト（Resident Labour Market Test）の要項が削除され、また、年間 CoS 枠数のキャップ（前ルール下で 20,700 枠）も一時的に削除された。それに伴い、毎月 5 日を締め切りに月 1 回のみ考慮されていた Restricted（制限）CoS 枠申請プロセスも排除され、代わりに Defined（特定）CoS 枠の申請が導入された。勤務開始日、勤務終了日、職名、職務内容、年収額、職業コード等の詳細を記入した上で、Defined CoS 枠の申請の提出が随時可能であり、審査時間も 24 時間から 48 時間程度とスピーディーなプロセスである。英国内のスイッチ申請の場合は、Undefined（不特定）CoS 枠（事前に与えられた年間枠）を使用することが可能である。

また、前 Tier 2 (General)のルールの下では、最長計 6 年間の滞在のみが許可されていたが、Skilled Worker ルートのルールの下では、最長滞在期間のリミットがない。さらに、12 カ月のクーリングオフ期間（ビザ申請時、直近 12 カ月の期間中、Tier 2 ビザを保持し英国に滞在していた場合はビザ申請提出が不可能）も完全に削除された。職務のスキルレベルも RQF レベル 6 から 3 に引き下げられ、最低年収額も 30,000 ポンドから引き下げられた。

一方で、前ルールで必要とされなかった PAYE（Pay As You Earn）番号が CoS の必須情報となった。SMS 上で複数の PAYE 番号を事前登録することができ、各 CoS の発行の際、適切な PAYE 番号を選択する手順となる。今後、一層、ホームオフィスと HMRC(税務当局)との情報交換が行われ、CoS に記載された年収額の確認等が行われると予想される。

一部の例外（例：ビジター）を除き、英国内で Skilled Worker ルートへスイッチ（ビザカテゴリー切り替え）申請が可能であり、Tier 2 (ICT)および Global Business Mobility（Senior or Specialist Worker）ビザ保持者に関しても、英国内で Skilled Worker ルートへのスイッチ申請が認められる。従って、例えば、現 Tier 2(ICT)ビザ保持者で、5 年の英国滞在の満了を控え、Tier 2(ICT)ルール上、離英が必要である場合であっても、Skilled Worker ルートのビザに切り替えることによって、5 年以上の英国滞在が可能となり、永住権取得も将来的に可能となる。従って、今後は、日系企業の間でもこのルートのビザ申請の需要が増えると予想される。

<sup>14</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-shortage-occupation-list>

スポンサー企業は、Immigration Skills Charge を年間 1,000 ポンド（小規模企業/チャリティーの場合は 364 ポンド）、CoS 発行の際に、申請するビザ年数分、支払いを行う必要がある。そして Immigration Health Surcharge (IHS, 一人あたり年間 624 ポンド) が主申請者および扶養家族全員に課せられる。

英国外からの申請<sup>15</sup>、英国内の延長申請<sup>16</sup>とスイッチ申請<sup>17</sup>は、すべてオンラインで行われる。オンライン申請書を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイOMETリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。なお、欧州国籍者については、チップ入りのバイOMETリック・パスポートを所持する条件で、アポイントメントの確保なしに、スマートフォン、タブレット上で、アプリ<sup>18</sup>を使用した申請提出が可能である。現在、英国内のスイッチ申請においては、国籍を問わず、アプリを使用した申請提出が可能であり、ビザアプリケーション・センターに出向かずに申請が完了できるようになった。この申請方法を選択する場合、デジタルステータス（eVisa）が発行される。

ロシア、ウクライナ情勢下、ウクライナ国籍者の申請が一度に殺到したため、対応が困難となり、優先サービスが世界中で一時停止となっていたが、現在は、主申請者の申請においては、優先サービスが再導入されている。扶養家族の申請においては、オンライン上ではスタンダードサービスのみで提出が可能である一方、各国のビザ申請センターで優先サービスの購入が可能になった、との発表があった。英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメント（欧州国籍者の場合、アプリを使用した提出日）から約 15 営業日を要する。優先サービスを使用した場合の審査期間は約 5 営業日である。英国内でのスタンダード申請は約 8 週間の審査時間を要する。しかしながら、ロシア、ウクライナ情勢下、労働ビザ申請審査期間に著しい遅延が生じ、承認まで 10-12 週間程度要したケースも多々見られた。現在では、状況に回復の兆しがあるものの、未だ遅延が生じているケースも見られる。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>15</sup> <https://www.gov.uk/skilled-worker-visa/apply-from-outside-the-uk>

<sup>16</sup> <https://www.gov.uk/skilled-worker-visa/extend-your-visa>

<sup>17</sup> <https://www.gov.uk/skilled-worker-visa/switch-to-this-visa>

<sup>18</sup> <https://www.gov.uk/guidance/using-the-uk-immigration-id-check-app#how-to-use-the-app>

## Global Business Mobility ルート

### Senior or Specialist Worker ルート

2020年12月1日、前 Tier 2(ICT)カテゴリーが Intra Company ルートに置き換えられたが、2022年4月11日付で、Global Business Mobility ルート傘下の Senior or Specialist Worker ルートにさらに置き換えられた。Senior or Specialist Worker ルートは、以前と同様、過半数の資本関係を持つ同グループ会社間での異動の際に使用される。一定期間のみの英国滞在を目的とするルートであり、永住権取得には繋がらない。前ルールの下で認められていた副業は、認められなくなった。日系企業の大多数が、このビザルートを使用している。配偶者、未婚のパートナー（2年以上同居していることが条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザ取得が可能である。

ビザを取得するために、計 60 ポンドを満たす必要がある。

#### 必須ポイント（計 60 ポイント）

- スポンサー会社からのジョブオファー（CoS 発行）：20 ポイント
- 職務レベル(RQF レベル 6/学卒レベル)：20 ポイント
- 最低年収額（42,400 ポンドまたは職業コード別の最低年収額いずれか高い方）：20 ポイント

経済的自立の条件（Financial Requirement）は、A レーティングを有するスポンサーが、CoS 上でビザ申請者と扶養家族の経済的自立を保証し、該当チェックボックス（maintenance）にチェックを付けることによって、満たされる。

ビザ申請の際、グループ会社で 12 カ月以上の勤務経験を持つ事が Senior or Specialist Worker ルートの条件である。なお、申請者が高所得者である場合はこの条件が免除される。前 Tier 2 (ICT)カテゴリーのルールの下では高所得者の基準額が 120,000 ポンドであったが、Intra Company ルートが導入された際、高所得者の基準額は 73,900 ポンドに引き下げられた。Senior or Specialist Worker ルート下でも基準額は同額に保たれた。

職務内容が学卒レベル以上であるべき、というルールに変更はない。なお、必ずしも申請者が学位を持っている事が条件ではなく、あくまでも、職務内容が学卒レベル以上、すなわち、ルール上でリストされている RQF レベル 6 の職業コード<sup>19</sup>のいずれかに適用する事が重要である。

ビザルートの最低年収額が、41,500 ポンドから、42,400 ポンドに引き上げられた。職業コード別の最低年収額と比較の上、いずれか高い方を満たす必要がある。これらの額はグロス（税引き前）額で

---

<sup>19</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/global-business-mobility-eligible-occupations-and-codes/global-business-mobility-eligible-occupations-and-codes>

あり、日本、英国で支払われる全額が対象となる。なお、日本円で定められた額については、Oandaのウェブサイト<sup>20</sup>で、CoSの発行日にポンドに換算した上で額を記載する必要がある。

ビザ申請期間内、毎年、支給額が保証されている特定の手当に関しては、最低年収額に含めて計算することが許可されている。従って、パフォーマンスベースのボーナス等は含めることができない。また、住宅手当は年収額全額の30%まで計算に含むことができる。学費補助手当や年金手当等は計算に含むことが許可されていない。

このビザルートでの最長英国滞在許可期間は5年、ただし、高所得者の場合は計9年の滞在が許可される。前ルールでは、ビザ申請時から遡って直近の12カ間、Tier 2ビザの下、英国滞在をしなかったこと、が条件だったが、新ルール下では、ビザ申請時、どの6年をとってもIntra Company およびSenior or Specialist Worker ルートのビザの発行期間が計5年を超えないこと、また、高所得者の場合は、どの10年をとってもIntra Company およびSenior or Specialist Worker ルートのビザの発行期間が計9年を超えないこと、とある。ここで注意すべき点は、計算されるのは、実際の英国滞在年数ではなく、ビザ発行年数の合計である。従って、随時、必要な年数のみ、ビザを申請することが重要である。

Skilled Worker ルートと同様に、前ルールの下では必要とされなかったPAYE (Pay As You Earn) 番号がCoSの必須情報となった。一つのライセンス下で複数のグループ会社を登録している場合で、複数のPAYE番号を有する場合には、SMS上ですべてのPAYE番号を事前登録する必要がある。そして、各CoS発行の際、適切なPAYE番号を選択する手順となる。過去においても、ホームオフィスとHMRC(税務当局)との情報交換が行われてきたが、今後は一層、この動きがみられると予想するため、CoSの情報とHMRCが保持する情報が一致していることを確認することが重要になる。もし、情報に相違がある場合で、正当な理由がある場合には、その詳細を説明できることが重要である。

スポンサー企業は、Immigration Skills Charge を年間1,000ポンド（小規模企業/チャリティーの場合は364ポンド）、CoS発行の際、申請するビザ年数分、事前に支払いを行う必要がある。そしてIHS（一人あたり年間624ポンド、18歳未満の場合は年間470ポンド）が主申請者および扶養家族全員に課せられる。

英国外からの申請<sup>21</sup>、英国内の延長申請<sup>22</sup>、スイッチ申請<sup>23</sup>、すべてオンラインで提出される。オンライン申請提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合はBRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類

---

<sup>20</sup> <https://www1.oanda.com/currency/converter/>

<sup>21</sup> <https://www.gov.uk/senior-specialist-worker-visa/apply-from-outside-the-uk>

<sup>22</sup> <https://www.gov.uk/senior-specialist-worker-visa/extend-your-visa>

<sup>23</sup> <https://www.gov.uk/senior-specialist-worker-visa/switch-to-this-visa>

をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。なお、欧州国籍者については、チップ入りのバイオメトリック・パスポートを所持する条件で、アポイントメントの確保なしに、スマートフォン、タブレット上で、アプリ<sup>24</sup>を使用した申請提出が可能である。

ロシア、ウクライナ情勢下、ウクライナ国籍者の申請が一度に殺到した理由から、対応が困難となり、優先サービスが世界中で一時停止となっていたが、現在では、主申請者の申請においては、優先サービスが再導入されている。扶養家族の申請においては、オンライン上ではスタンダードサービスのみで提出が可能である一方、各国のビザ申請センターで優先サービス購入が可能になった、との発表があった。英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメント（欧州国籍者の場合、アプリを使用した提出日）から約 15 営業日を要する。優先サービスを使用した場合の審査期間は約 5 営業日である。

英国内での申請は通常約 8 週間の審査時間を要する。しかしながら、ロシア、ウクライナ情勢下、労働ビザ申請審査期間に著しい遅延が生じ、承認まで 10-12 週間程度要したケースも多々見られた。現在では、状況に回復の兆しがあるものの、未だ遅延が生じているケースも見られる。2022 年 4 月 11 日付のこのビザルートの再編成を機に、一時的に国内申請の優先サービスの使用が不可能となったが、現在は、優先サービス使用が再度可能となった。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>24</sup> <https://www.gov.uk/guidance/using-the-uk-immigration-id-check-app#how-to-use-the-app>

## Graduate Trainee ルート

Graduate Trainee のルートは、新卒者を対象として、マネージャーや技術者の育成に繋がる特別プログラムが存在する場合に使用できる。ただし、このルートのスポンサーライセンスを保持することが前提である。もし、2022年4月11日から遡って12カ月の間に前 Intra Company (Graduate Trainee) ルートの下で CoS を発行した場合は、自動的にこのルートがライセンスに与えられているはずである。ビザ申請の際、最低3カ月間、英国外を拠点とするグループ会社で勤務したことが条件であり、ビザは最長1年間与えられる。前ルールの下で認められていた副業は、認められなくなった。また、CoS 枠使用の年間制限数が撤廃された。

配偶者、未婚のパートナー（2年以上同居していることが条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザ取得が可能である。

最低年収額は23,100ポンド、または、職業コード別最低年収額の70%（例外を除く）のいずれか高い方を満たす必要がある。Senior or Specialist Worker ルートと同様に、支給額がビザ発行期間中保証され、一定の認められている手当てに関しては、年収額に含むことが可能である。なお、住宅手当は年収額全額の上限40%まで計算に入れることができる。

日系企業の間でも使用されているルートであるが、あまり、浸透してないようにも見受けられる。新卒プログラムが存在する場合には、多いに活用すべきビザルートである。

## UK Expansion Worker ルート

UK Expansion Worker ルートは、2022年4月11日付で、前 **Representative of an Overseas Business** ルートから置き換えられた。英国外に拠点を持つ会社のシニアマネージャーまたは技術社員が、英国で100%子会社、支社を立ち上げる際に使用される。初回申請の際、最長1年間のビザが与えられ、さらに1年間の延長が可能である。同ルートでのビザ延長は可能ではないため、計2年の英国滞在満了後は、ビザ期限を迎える前に、他のビザカテゴリー（例：**Skilled Worker** ルート）にスイッチ申請を行う必要がある。このルートの下での英国滞在期間は永住権に必要な5年にカウントされない。一度に5名まで申請可能。配偶者、未婚パートナー（2年以上同居した事が条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザを取得することができる。

ビザを申請する前に、英国子会社、支社が既に登記を完了し、英国内でスポンサーライセンスを取得することが必要である。一方で、英国子会社、支社がビジネスオペレーションを開始していないことが条件でもある。申請者が親会社の過半数の資本を保持してはならないという条件は、新ルートの下、廃除された。英国会社のビジネスオペレーションが開始された後、他のビザルート（例：**Skilled Worker** ルートや **Senior or Specialist Worker** ルート）をスポンサーライセンスに追加するという流れとなる。

スポンサーライセンスを取得するためには、特定された多数の書類提出が必要となり、例外（日本企業の場合）を除き、3年以上英国外に拠点をもつ親会社が既にトレードしていることが条件となる。英国会社を立ち上げるための資金があることを示す書類や、ビジネス拡大の詳細を綴ったビジネスプラン、マーケットリサーチの内容等の提出を求められる。スポンサーライセンスは4年間発行され、同ルート下でのライセンス更新は認められない。

申請者は、英国外に拠点を持つ親会社で最低12カ月以上勤務している条件を満たす必要がある。尚、高所得者（グロス年収額73,900ポンド以上の所得者）である場合、また、スポンサー会社が日本企業の場合は、この12カ月勤務の条件は免除となる。英国での職務のレベルは学卒レベル以上であることが条件であり、**Global Business Mobility** の職業コード<sup>25</sup>に適應することが条件となる。

ビザを取得するために、計60ポイントを満たす必要がある。

必須ポイント（計60ポイント）

- スポンサー会社からのジョブオファー（CoS発行）：20ポイント
- 職務レベル(RQF レベル6/学卒レベル)：20ポイント
- 最低年収額（42,400ポンドまたは職業コード別の最低年収額いずれか高い方）：20ポイント

---

<sup>25</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/global-business-mobility-eligible-occupations-and-codes>

経済的自立の条件（Financial Requirement）を満たすため、申請者が一定の資金（主申請者：1,270 ポンド 配偶者：285 ポンド 一人目の子供：315 ポンド 二人目からの子供一人当たり：200 ポンド）を申請日から遡って 28 日以上の期間、自らの名前で保持をしていたことを証明する必要がある。このルート下では、スポンサーが、CoS 上でビザ申請者と扶養家族の経済的自立を保証することは認められない。

英国外からの申請<sup>26</sup>、英国内の延長申請<sup>27</sup>、スイッチ申請<sup>28</sup>はオンラインで行われる。例外を除き（例：ビジター）、英国内でこのビザカテゴリーにスイッチ申請することが可能である。IHS が申請者、扶養家族に課される。

このビザルート下で承認されたビザ期間は、Global Business Mobility ルート下の最長滞在許可期間にカウントされ、どの 6 年をとっても Tier 2 (ICT)、Intra Company、または Senior or Specialist Worker ルートのビザの発行期間が計 5 年を超えないこと、また、高所得者の場合は、どの 10 年をとってもこれらのルート下のビザの発行期間が計 9 年を超えないこと、とある。ここで注意すべき点は、計算されるのは、実際の英国滞在年数ではなく、ビザ発行年数の合計の合計である。

---

<sup>26</sup> <https://www.gov.uk/uk-expansion-worker-visa/apply>

<sup>27</sup> <https://www.gov.uk/uk-expansion-worker-visa/extend>

<sup>28</sup> <https://www.gov.uk/uk-expansion-worker-visa/switch>

## Service Supplier ルート

Service Supplier ルートは、2022年4月11日付で、Temporary Work – International Agreement 下の一部のルートから置き換えられた。英国の貿易協定<sup>29</sup>にカバーされるサービス提供に関する契約を締結しているサービスプロバイダーまたは個人経営者が、英国にてアサインメントを目的に一定の短期間滞在する場合に使用されるルートである。配偶者、未婚のパートナー（2年以上同居していることが条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザ取得が可能である。永住権には繋がらない。このルートの下、最長12カ月までビザが発行される。

ビザを取得するために、計40ポイントを満たす必要がある。

### 必須ポイント（計40ポイント）

- スポンサー会社からのジョブオファー（CoS発行）：20ポイント
- 職務レベル(学卒レベルまたは技術学位号または同等な資格を保持する)：20ポイント

英国のスポンサー会社は Service Supplier のルートでスポンサーライセンスを取得する必要がある。また、上記で述べたサービス契約があることが条件であり、契約内容をホームオフィスに登録する必要がある。

申請者が、申請時にスポンサー会社のグループ会社で12カ月以上勤務していることが条件となる。個人経営者の場合は、特定年数の勤務経験があることが条件である。このルート下では、高所得者の条件免除は適用されない。最低年収額の条件はない。

経済的自立の条件（Financial Requirement）を満たすため、スポンサーが、CoS上でビザ申請者と扶養家族の経済的自立を保証することが可能である。

英国外からの申請<sup>30</sup>、英国内の延長申請<sup>31</sup>、スイッチ申請<sup>32</sup>はオンラインで行われる。例外を除き（例：ビジター）、英国内でこのビザカテゴリーにスイッチ申請することが可能である。IHSが申請者、扶養家族に課される。

このビザルート下で承認されたビザ期間は、Global Business Mobility ルート下の最長滞在許可期間にカウントされ、どの6年をとっても Tier 2 (ICT)、Intra Company、または Senior or Specialist

---

<sup>29</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/service-supplier-visa-eligible-trade-agreements-and-sectors>

<sup>30</sup> <https://www.gov.uk/service-supplier-visa/apply>

<sup>31</sup> <https://www.gov.uk/service-supplier-visa/extend>

<sup>32</sup> <https://www.gov.uk/service-supplier-visa/switch>

Worker ルートのビザの発行期間が計 5 年を超えないこと、また、高所得者の場合は、どの 10 年をとってもこれらのルート下のビザの発行期間が計 9 年を超えないこと、とある。ここで注意すべき点は、計算されるのは、実際の英国滞在年数ではなく、ビザ発行年数の合計である。

## Secondment Worker ルート

Secondment Worker ルートは、英国外企業が 5 千万ポンド以上の高額の契約締結をする、または投資を行う場合、その一環として英国に社員が短期間英国に出向する場合に使用されるルートである。配偶者、未婚のパートナー（2 年以上同居していることが条件）、18 歳未満の子供は扶養家族としてビザ取得が可能である。永住権には繋がらない。ビザは初回最長 1 年間与えられ、さらに 1 年延長が可能である。

ビザを取得するために、計 40 ポイントを満たす必要がある。

必須ポイント（計 40 ポイント）

- スポンサー会社からのジョブオファー（CoS 発行）：20 ポイント
- 職務レベル(RQF レベル 6/学卒レベル)：20 ポイント

英国のスポンサー会社は **Secondment Worker** のルートでスポンサーライセンスを取得する必要がある。また、上記で述べた契約内容をホームオフィスに登録する必要がある。

申請者が、申請時にスポンサー会社のグループ会社で 12 カ月以上勤務していることが条件となる。個人経営者の場合は、特定年数の勤務経験があることが条件である。このルート下では、高所得者の条件免除は適用されない。最低年収額の条件はない。

経済的自立の条件（**Financial Requirement**）を満たすため、スポンサーが、CoS 上でビザ申請者と扶養家族の経済的自立を保証することが可能である。

英国外からの申請<sup>33</sup>、英国内の延長申請<sup>34</sup>、スイッチ申請<sup>35</sup>はオンラインで行われる。例外を除き（例：ビジター）、英国内でこのビザカテゴリーにスイッチ申請することが可能である。IHS が申請者、扶養家族に課される。

このビザルート下で承認されたビザ期間は、**Global Business Mobility** ルート下の最長滞在許可期間にカウントされ、どの 6 年をとっても **Tier 2 (ICT)**、**Intra Company**、または **Senior or Specialist Worker** ルートのビザの発行期間が計 5 年を超えないこと、また、高所得者の場合は、どの 10 年をとってもこれらのルート下のビザの発行期間が計 9 年を超えないこと、とある。ここで注意すべき点は、計算されるのは、実際の英国滞在年数ではなく、ビザ発行年数の合計である。

---

<sup>33</sup> <https://www.gov.uk/secondment-worker-visa/apply-from-outside-the-uk>

<sup>34</sup> <https://www.gov.uk/secondment-worker-visa/extend-your-visa>

<sup>35</sup> <https://www.gov.uk/secondment-worker-visa/switch-to-this-visa>

## Global Talent ルート

Global Talent ルートは、科学、エンジニアリング、人文科学、医学、芸術、文化、または、デジタルテクノロジーの分野で、異例かつ格別な才能を持つ、世界的に認められたリーダー (Talent)、またはリーダーになると期待される者 (Promise) を対象としたビザルートである。

一度に最長 5 年までビザを申請することが可能であり、雇用者、自営者、または会社のダイレクターとして就労が許可される。英語力、最低年収額の条件はなく、職務を変更する際においても、随時ホームオフィスに通知をする必要はない。最長滞在期間のリミットもなく、3 年または 5 年（分野によって、また、Talent/Promise として申請するかによって異なる）の英国滞在満了後、永住権を申請する資格が発生する。配偶者、未婚パートナー（2 年以上同居していることが条件）、18 歳未満の子供は扶養家族としてビザが取得できる。

ビザは大きく分けて、以下の三つの分野で活躍する者達が対象となる。

1. 学者、研究者として下記の分野に携わる者。
  - 科学
  - 医学
  - エンジニアリング
  - 人文科学
2. 下記に及ぶ芸術界、文化界で活躍する者。
  - ダンス、音楽、文芸、シアター、ビジュアルアーツ
  - 建築
  - ファッションデザイン
  - 映画、テレビ
3. 下記のデジタルテクノロジーの分野で活躍する者。
  - ファイナンステクノロジー (Fintech)
  - ゲーミング
  - サイバーセキュリティ
  - アーティフィシアル インテリジェンス

ビザ申請プロセスは二段階となる。まず、特定の分野においてリーダー的存在であること、またはリーダーになると期待されていることを証明する目的で、ホームオフィスに認定された指定の機関より推奨 (Endorsement) を得る必要がある<sup>36</sup>。そして、推奨レターを受領後、3 カ月以内にオンライン

---

<sup>36</sup> <https://www.gov.uk/global-talent>

にてビザ申請書を提出する必要がある。なお、これらの二つの申請を同時に行うことも可能である。このビザルートにも IHS が適用される。

申請する分野によって、それぞれ条件、必要書類が異なるため、申請前にイミグレーションルールの内容を確認することが重要である<sup>37</sup>。さらに、ファーストトラックの **Endorsement**、そして **Peer Review** の詳細についてもルールに詳細の記載がある。

例外を除き（例：ビジター）、英国内でこのビザルートへの切り替え申請ができる。スタンダードサービスを使用の際、英国内の申請には約 8 週間、そして、英国外からの申請には約 3 週間を要する。

**Endorsement** を得るための別申請が必要であること、そして、結果が保証されないことを理由に、あまり幅広く活用されていないビザルートであるが、特定の雇用主に縛られないこと、また、3～5 年で永住権の申請が可能であること、さらに、英語力、年収額の条件もないことから、ビザオプションの一つとして考慮されるべきである。

英国外からの申請<sup>38</sup>、延長申請<sup>39</sup>、スイッチ申請<sup>40</sup>はオンラインで提出される。その後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。なお、欧州国籍者については、チップ入りのバイオメトリック・パスポートを所持する条件で、アポイントメントの確保なしに、スマートフォン、タブレット上で、アプリ<sup>41</sup>を使用した申請提出が可能である。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメント（欧州国籍者の場合、アプリを使用した提出日）から約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>37</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-global-talent>

<sup>38</sup> <https://www.gov.uk/global-talent/apply-from-outside-the-uk>

<sup>39</sup> <https://www.gov.uk/global-talent/extend-your-visa>

<sup>40</sup> <https://www.gov.uk/global-talent/switch-to-this-visa>

<sup>41</sup> <https://www.gov.uk/guidance/using-the-uk-immigration-id-check-app#how-to-use-the-app>

## Start Up ビザ

Start Up ビザは、既に市場に存在しない革新的なビジネスの起業を目的とし、ビジネスプラン、アイデアが、特定の承認機関<sup>42</sup>に認定された場合に、申請することができる。

ビザを取得するために、計 70 ポイントを満たす必要がある。

- ビジネスが革新的、現実的で拡大の見込みがある：25 ポイント
- 申請者が過去に英国にビジネスを立ち上げたことがない：25 ポイント
- 英語力<sup>43</sup>（B2 レベル）：10 ポイント
- 経済的自立力：10 ポイント

ビジネスが革新的、現実的で、拡大の見込みがある、と確認する認定レターを特定の承認機関から受領後、オンライン申請に進むことができる<sup>44</sup>。スタートアップビザは最長 2 年間発行され、このビザルートは永住権には繋がらない。

なお、条件を満たせば、このルートからイノベータールートにステータスを変更することが可能である（イノベータールートは永住権に繋がる）。配偶者、未婚のパートナー（申請時点で 2 年以上同居した事が条件）、18 歳未満の子供は扶養家族としてビザが取得できる。

英語力の条件（CEFR B2 レベル）を満たす必要があり、経済的自立が可能であることも証明する（銀行口座に最低 1,270 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す）必要がある。なお、申請時に、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、自動的に条件を満たし、追加書類提出の必要はない。

一部の例外（例：ビジター）を除き、英国内でこのビザルートへの切り替え申請の提出<sup>45</sup>が可能である。IHS が申請者、扶養家族に課される。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。なお、欧州国籍者については、チップ入りのバイオメトリック・パスポ

---

<sup>42</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/endorsing-bodies-start-up/start-up>

<sup>43</sup> <https://www.gov.uk/start-up-visa/knowledge-of-english>

<sup>44</sup> <https://www.gov.uk/start-up-visa/apply-from-outside-the-uk>

<sup>45</sup> <https://www.gov.uk/start-up-visa/switch-to-this-visa>

ートを所持する条件で、アポイントメントの確保なしに、スマートフォン、タブレット上で、アプリ<sup>46</sup>を使用した申請提出が可能である。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメント（欧州国籍者の場合、アプリを使用した提出日）から約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>46</sup> <https://www.gov.uk/guidance/using-the-uk-immigration-id-check-app#how-to-use-the-app>

## Innovator ビザ

Innovator ビザは、既に市場に存在しない革新的なビジネスを起業、経営する目的があり、ビジネス、またはビジネスアイデアが、特定の承認機関<sup>47</sup>に認定された場合に、ビザを申請することができる。配偶者、未婚パートナー（2年間以上同居した事が条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザを取得することができる。

ビザを取得するために、計 70 ポイントを満たす必要がある。

### 新ビジネスに関する新申請の場合

- ビジネスプラン:10 ポイント
- ビジネスが革新的、現実的で拡大の見込みがある：20 ポイント
- 投資額 5 万ポンドを保持する、または既に投資された：20 ポイント

### 同一ビジネスに関する英国内（延長、スイッチ）申請の場合

- 申請者は以前にイノベーター、スタートアップ、Tier 1(Graduate Entrepreneur)ビザを保持し、ホームオフィスに承認された機関の認定を受けたビジネスに携わっている：10 ポイント
- ビジネスがアクティブに活動、トレードしており、ビジネスプラン想定通りに業績を上げている：20 ポイント
- 申請者が日々のマネジメントとビジネスの拡大に携わっている：20 ポイント

### 上記両者に当てはまる必須条件

- 英語力<sup>48</sup>（レベル B2）：10 ポイント
- 経済的自立力：10 ポイント

英語力の条件（CEFR B2 レベル）を満たす必要があり、経済的自立が可能であることも証明する（銀行口座に最低 1,270 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す）必要がある。なお、申請時に、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、自動的に条件を満たし、書類の提出は必要ない。ビザは最長 3 年間与えられ、すべての条件を満たせば、3 年の英国滞在后、永住権を取得することができる。IHS が申請者、扶養家族に課される。英国外、国内共に、オンラインで申請提出が可能である<sup>49</sup>。

<sup>47</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/endorsing-bodies-innovator>

<sup>48</sup> <https://www.gov.uk/innovator-visa/knowledge-of-english>

<sup>49</sup> <https://www.gov.uk/innovator-visa/apply-from-outside-the-uk>

<https://www.gov.uk/innovator-visa/extend-your-visa>

<https://www.gov.uk/innovator-visa/switch-to-this-visa>

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要があります。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。なお、欧州国籍者については、チップ入りのバイオメトリック・パスポートを所持する条件で、アポイントメントの確保なしに、スマートフォン、タブレット上で、アプリ<sup>50</sup>を使用した申請提出が可能である。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメント（欧州国籍者の場合、アプリを使用した提出日）から約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>50</sup> <https://www.gov.uk/guidance/using-the-uk-immigration-id-check-app#how-to-use-the-app>

## High Potential Individual (HPI) ルート

HPI ルートは、2022 年 5 月 30 日に、世界のトップ 50 の大学<sup>51</sup>を 5 年以内に卒業した新卒者を対象に新しく導入された。ビザは 2 年（PhD の場合は 3 年）発行され、延長は認められない。ビザは個人に与えられるものであり、特定のスポンサー、雇用に縛られることなく、英国で就職活動、勤務、勉強が許可される。配偶者、未婚パートナー（2 年以上同居した事が条件）、18 歳未満の子供は扶養家族としてビザを取得することができる。このビザルートは永住権に繋がらないため、ビザ期限内に他のビザルート（例：Skilled Worker ルート）にスイッチする必要がある。このルートで英国に滞在した期間は永住権申請の際にカウントされない。

ビザを取得するために、計 70 ポイントを満たす必要がある。

### 必須ポイント（70 ポイント）

- Global University List : 50 ポイント
- 英語力<sup>52</sup> (CEFR:B1 レベル) : 10 ポイント
- 経済的自立の条件 (Financial Requirement) : 10 ポイント

ビザ申請において、英国の機関の Ecctis<sup>53</sup>に対し、保持する資格が英国の学位号レベル同等以上であることを確認する証明書の発行をリクエストする必要がある。

経済的自立の条件 (Financial Requirement) を満たすため、申請者が一定の資金（主申請者：1,270 ポンド 配偶者：285 ポンド 一人目の子供：315 ポンド 二人目からの子供一人当たり：200 ポンド）を申請日から遡って 28 日以上の間、自らの名前で保持をしていたことを証明する必要がある。

世界のトップ 50 の大学とあるが、下記の少なくとも 2 つのランキングシステムで、トップ 50 にリストされていることが条件である。日本の東京大学、京都大学がリストアップされており、このルートでビザを取得する新しいオプションができたことになる。

- Times Higher Education World University Rankings<sup>54</sup>
- Quacquarelli Symonds World University Rankings<sup>55</sup>

---

<sup>51</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/high-potential-individual-visa-global-universities-list>

<sup>52</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-english-language>

<sup>53</sup> <https://www.ecctis.com/>

<sup>54</sup> <https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings>

<sup>55</sup> <https://www.topuniversities.com/qs-world-university-rankings>

- Academic Ranking of World Universities<sup>56</sup>

英国外からの申請<sup>57</sup>、英国内のスイッチ申請<sup>58</sup>すべてにおいて、オンライン申請提出が必要となる。IHS が申請者、扶養家族に課される。

スタンダード申請のみが可能であり、英国外からの申請の場合は約 15 営業日、英国内の申請の場合は約 8 週間程度の審査期間を要する。

---

<sup>56</sup> <http://www.shanghairanking.com/rankings>

<sup>57</sup> <https://www.gov.uk/high-potential-individual-visa/apply-from-outside-the-uk>

<sup>58</sup> <https://www.gov.uk/high-potential-individual-visa/switch-to-this-visa>

## Scale Up ルート

Scale Up ルートは、2022年8月22日、急成長を遂げるビジネスを対象に、またその雇用者を対象に新しく導入されたルートである。ビザは2年間発行され（スポンサーあり）、さらに3年間（スポンサーなし）の延長が認められる。ビザ取得後、6カ月後には、特定のスポンサー、雇用に縛られることなく、英国で自由に勤務することが許可される。副業をもつこと、そして個人経営を開始することも可能である。また、このルートは永住権にも繋がる。配偶者、未婚パートナー（2年以上同居した事が条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザを取得することができる。

英国のスポンサー会社は Scale Up ルートのスポンサーライセンスを申請する必要がある。その際、直近3年を遡り、毎年、20%以上の成長（雇用人数、または売り上げ高）を遂げたこと、そして3年前に10人以上の雇用者がいたことを示す事が条件となる。

申請者が、初回ビザ申請の際、Scale Up ライセンスを保持する英国スポンサー会社からのジョブオファーをもらっている事が条件であり、英語力<sup>59</sup>（CEFR:B1 レベル）も満たす必要がある。職務内容が指定のリストに掲載され、職業別指定の最低年収額を満たすことが条件である<sup>60</sup>。

経済的自立の条件（Financial Requirement）は、A レーティングを有するスポンサーが、CoS 上でビザ申請者と扶養家族の経済的自立を保証し、該当チェックボックス（maintenance）にチェックを付けることによって、満たされる。

英国外からの申請<sup>61</sup>、英国内での延長申請<sup>62</sup>、スイッチ申請<sup>63</sup>共に、オンライン申請を行う。IHS が申請者、扶養家族に課される。

---

<sup>59</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-english-language>

<sup>60</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/scale-up-going-rates-for-eligible-occupations/scale-up-going-rates-for-eligible-occupations>

<sup>61</sup> <https://www.gov.uk/scale-up-worker-visa/apply-from-outside-the-uk>

<sup>62</sup> <https://www.gov.uk/scale-up-worker-visa/extend-your-visa>

<sup>63</sup> <https://www.gov.uk/scale-up-worker-visa/switch-to-this-visa>

## Youth Mobility ビザ

Youth Mobility ビザは、英国での生活経験を希望する若者を対象とした、文化交流目的のビザルートである。申請の時点で、18 歳以上、30 歳以下である必要があり、下記の国の国籍を持つ者はこの Youth Mobility ビザを申請する資格を持つ。

- オーストラリア
- カナダ
- 香港
- 日本
- モナコ
- ニュージーランド
- 韓国
- サンマリノ
- 台湾

年間を通して定められた上限のビザ枠数があり、これらの枠を効率的に割り当てるため、Invitation to Apply というアレンジメント(申請招待制)が設けられる。申請を希望する者は、ホームオフィス規定のプロセスに従い、申請提出に興味があることを示す内容の申請を提出する必要がある。そして、ホームオフィスは、提出された申請の中から抽選を行う手順となる。そして、申請の招待を受けた者のみが申請提出に進むことができる。

このルートの下、ビザは 2 年間発行され、2 年後はビザを延長する事が可能ではない。さらに、同一のルートで再申請はできない。また、扶養家族のビザは発行されない。

経済的自立が可能であることを証明する（銀行口座に最低 2,530 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す）必要がある。また、28 日目が申請提出日から遡って 1 カ月以内であることが条件となる。申請はオンラインで提出が可能<sup>64</sup>であり、IHS が課される。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>64</sup> <https://www.gov.uk/youth-mobility/apply>

## Government Authorised Exchange ビザ

Government Authorised Exchange ビザは、ホームオフィスに認定されたプログラム（トレーニング、政府語学プログラム、研究、フェローシップ）に参加することを目的とした短期滞在（プログラムの内容によって 12 カ月間、または 24 カ月間）を希望し、英国スポンサーがある場合、申請が可能となる。配偶者、未婚のパートナー（2 年以上同居したことが条件）、18 歳未満の子供は、扶養家族としてビザを取得することができる。永住権には繋がらない。

ビザを取得するために、次の条件を満たす必要がある。

- CoS が英国スポンサーから発行される
- 経済的自立が可能である

CoS 上で、申請者が Appendix N<sup>65</sup>に記載のある交換スキームに参加することを確認する必要があり、職業コードリストの Table 1 または 2<sup>66</sup>にあてはまる職務内容であることが必要である。職務内容のレベルは RQF レベル 3 以上である必要がある。

さらに、経済的自立が可能であることも証明する（銀行口座に最低 1,270 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す）必要があるが、A レーティングのスポンサーライセンスを持つスポンサーが CoS 上で経済的自立の保証を確認した場合、または申請時に、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、自動的に条件を満たし、追加書類の提出は必要ない。

英国外からの申請はオンラインで提出<sup>67</sup>され、ほかのビザルートと同様に IHS が申請者、扶養家族に課される。延長申請<sup>68</sup>、スイッチ申請<sup>69</sup>も同様にオンラインで提出が可能である。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>65</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-n-authorised-exchange-schemes>

<sup>66</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-skilled-occupations>

<sup>67</sup> <https://www.gov.uk/government-authorised-exchange/apply>

<sup>68</sup> <https://www.gov.uk/government-authorised-exchange/extend-your-visa>

<sup>69</sup> <https://www.gov.uk/government-authorised-exchange/switch-to-this-visa>

## International Agreement Worker ビザ

International Agreement Worker ビザは、国際法規や条約でカバーされた業務に携わる場合で、次の条件を満たす場合、ビザ取得が可能である。

- 英国スポンサーから CoS が発行される。
- 経済的自立が可能である（免除でない場合）。

国際合意の内容によって、最長 2 年のビザが発行される。配偶者、未婚のパートナー、18 歳未満の子供は、扶養家族としてビザを取得することができる。永住権には繋がらない。

国際法規や条約でカバーされた業務に携わる者で、下記のいずれかにあてはまる。

- 外国政府または国際機関で働く者
- 外交官宅または国際機関で働く者の自宅で勤務する使用人

上記で述べられたように、経済的自立が可能であることを証明する（銀行口座に最低 1,270 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す）必要があるが、A レーティングのスポンサーライセンスを持つスポンサーが CoS 上で経済的自立の保証を確認した場合に、または申請時に、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、自動的に条件を満たし、追加書類の提出は必要ない。

IHS が申請者、扶養家族に課され、英国外、英国内からの申請共に、オンラインの提出<sup>70</sup>が必要となる。条件を満たす場合、英国内の延長申請<sup>71</sup>、スイッチ申請<sup>72</sup>も可能である。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>70</sup> <https://www.gov.uk/international-agreement-worker-visa/apply>

<sup>71</sup> <https://www.gov.uk/international-agreement-worker-visa/extend-your-visa>

<sup>72</sup> <https://www.gov.uk/international-agreement-worker-visa/switch-to-this-visa>

## Creative and Sporting ルート

Creative and Sporting ルートは、クリエイティブ分野で活躍し（例：芸術家、俳優、ダンサー、ミュージシャン、エンターテイナー、映画クルー、英国のファッション界に貢献するモデルなど）、英国で仕事のオファーを受けた場合、またはスポーツ選手または監督として英国でオファーを受けた場合、ビザ取得が可能である。配偶者、未婚のパートナー（2年以上同居したことが条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザが取得できる。永住権には繋がらない。

初回申請の際は、最長 12 カ月までのビザが発行される。クリエイティブ分野で働く者で、同じスポンサーの下で働く場合は、最長 24 カ月までビザを延長することができる。

下記のすべての条件を満たす必要がある。

- 英国の労働市場でほかにはない独創的な貢献をする（例：国際的に有名であり、必要とされているなど）。
- CoS を持つ。
- Equity<sup>73</sup>、Pact<sup>74</sup>、または Bectu<sup>75</sup>で定められた最低年収額を超える（なお、モデル、ミュージシャン、サーカス団を除く）。
- 経済的自立が可能である（免除されない場合）。

T5 Creative Worker の特定の職業コードリスト<sup>76</sup>から適切な職業コードを選択、または不足職業<sup>77</sup>にあてはまることを CoS に確認する必要がある。さらに、英国の労働市場で適切な人材を見出すことができなかつた旨も確認する必要がある。

スポーツ選手・監督は、下記のすべての条件を満たす必要がある。

- 自分のスポーツの分野で、至高のレベルで著しい貢献をし、英国の特定のスポーツの発展に大きな貢献をする。
- CoS を持つ。
- 経済的自立が可能である（免除されない場合）。

---

<sup>73</sup> <https://www.equity.org.uk/home/>

<sup>74</sup> <https://www.pact.co.uk/>

<sup>75</sup> <https://bectu.org.uk/>

<sup>76</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-t5-creative-workers-codes-of-practice>

<sup>77</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-shortage-occupation-list>

英国のスポンサーは、CoSを発行する前に、申請者に関し、各スポーツによって指定された特定機関<sup>78</sup>から認定を受ける必要がある。この認定レターを申請の際に提出する。また、適切な人材が英国市場で見い出せなかったことも確認する必要がある。

スポンサーが変更する場合（同じ機関内の異なるスポンサー、または新しい機関）には、改めてビザの再申請をする必要がある。

経済的自立が可能であることを証明する（銀行口座に最低 1,270 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す。なお、扶養家族それぞれに対して、一定の額が加算される<sup>79</sup>）必要があるが、A レーティングのスポンサーライセンスを持つスポンサーが CoS 上で経済的自立の保証を確認した場合には、また、申請時に、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、自動的に条件を満たし、追加書類の提出は必要ない。

英国外からの申請<sup>80</sup>、国内の延長申請<sup>81</sup>、スイッチ申請<sup>82</sup>すべてにおいて、オンライン申請提出が必要となる。IHS が申請者、扶養家族に課される。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>78</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-m-sports-governing-bodies>

<sup>79</sup> <https://www.gov.uk/temporary-worker-creative-and-sporting-visa/your-partner-and-children>

<sup>80</sup> <https://www.gov.uk/temporary-worker-creative-and-sporting-visa/apply>

<sup>81</sup> <https://www.gov.uk/temporary-worker-creative-and-sporting-visa/extend-your-visa>

<sup>82</sup> <https://www.gov.uk/temporary-worker-creative-and-sporting-visa/switch-to-this-visa>

## Charity Worker ビザ

Charity Worker ビザは、無償でボランティア活動、チャリティー活動を行う場合で、下記の条件を満たす場合は、ビザ取得が可能である。最長 12 カ月間のビザが発行される。

- 英国スポンサーから発行された CoS を持つ
- 経済的自立が可能である（免除されない場合）

英国スポンサーは、CoS を発行する前に、申請者の活動が直接的にチャリティーの目的への前進、達成に繋がり、オフィスのアドミン職、セールス職、資金運営をする役職等に就く目的ではない事を確認する必要がある。そして、短期的に欠員をカバーする目的でない事も確認する必要がある。

経済的自立が可能であることを証明する（銀行口座に最低 1,270 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す。なお、扶養家族それぞれに対して、一定の額が加算される<sup>83)</sup> 必要があるが、A レーティングのスポンサーライセンスを持つスポンサーが CoS 上で経済的自立の保証を確認した場合、または申請時に、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、自動的に条件を満たし、追加書類の提出は必要ない。

申請時から遡って、直近 12 カ月の間にチャリティーワーカービザ（または宗教ワーカービザ）の下、英国に滞在しなかった事を示す必要がある（クーリングオフ期間）。

例外を除き（ビジター等）、英国内でこのビザカテゴリーにスイッチする申請を行う事が可能である。英国外からの申請<sup>84)</sup>、英国内の延長申請<sup>85)</sup>共に、オンラインで行われる。IHS が申請者、扶養家族に課される。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>83)</sup> <https://www.gov.uk/temporary-worker-charity-worker-visa/your-partner-and-children>

<sup>84)</sup> <https://www.gov.uk/temporary-worker-charity-worker-visa/apply>

<sup>85)</sup> <https://www.gov.uk/temporary-worker-charity-worker-visa/extend-your-visa>

## Religious Worker ビザ

Religious Worker ビザは、宗教の普及、伝道活動をする目的で英国に滞在を希望し、下記の条件を満たす場合、ビザ取得が可能である。このルートの下、最長 24 カ月のビザが発行される。配偶者、未婚のパートナー（2 年以上同居した事が条件）、18 歳未満の子供は扶養家族としてビザが取得できる。永住権には繋がらない。

- 英国スポンサーから発行された CoS を持つ
- 経済的自立が可能である（免除されない場合）

スポンサーが CoS を発行する際には、下記の事項を確認する必要がある。

- 申請者に関するスポンサーとしての責務を果たす
- CoS 発行期間中、申請者の経済的自立、宿泊施設を保証する
- 申請者が適切な経験を持つ
- 申請者が CoS に記載された特定の場所のみで働く
- 英国の現地労働市場内で適切な人材が見つからなかった事
- 通常の欠員を埋める目的でない事等

経済的自立が可能であることを証明する（銀行口座に最低 1,270 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す。なお、扶養家族それぞれに対して、一定の額が加算される<sup>86</sup>）必要があるが、A レーティングのスポンサーライセンスを持つスポンサーが CoS 上で経済的自立の保証を確認した場合、または申請時に、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、自動的に条件を満たし、追加書類の提出は必要ない。

申請時から遡って、直近 12 カ月の間にチャリティーワーカービザ（または宗教ワーカービザ）の下、英国に滞在しなかった事を示す必要がある（クーリングオフ期間）。

英国外からの申請<sup>87</sup>、英国内の延長申請<sup>88</sup>共に、オンラインで行われる。IHS が申請者、扶養家族に課される。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンさ

---

<sup>86</sup> <https://www.gov.uk/religious-worker-visa/your-partner-and-children>

<sup>87</sup> <https://www.gov.uk/religious-worker-visa/apply>

<sup>88</sup> <https://www.gov.uk/religious-worker-visa/extend-your-visa>

れた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

## Minister of Religion ビザ

Minister of Religion ビザは、英国の宗教団体、また修道院等で活動する者のためのルートで、このビザを取得するためには、下記の計 70 ポイントを満たす必要がある。配偶者、未婚パートナー（2年以上同居したことが条件）、18歳未満の子供は、扶養家族としてビザを取得する事ができる。初回のビザ申請では3年間のビザが与えられ、さらに3年の延長が可能である。英国滞在5年を満了後、永住権を申請する事ができる。

- CoS を持つ : 50 ポイント
- 指定のレベルの英語力 (B2 レベル)<sup>89</sup>がある : 10 ポイント
- 経済的自立が可能である:10 ポイント

英国スポンサーは、CoS を発行する際、次の事項を確認する必要がある。

- 職務が宗教団体のリーダーとしての活動（宗教の教えを説く）であること
- 申請者が宗教団体のリーダーとして活動するための経験、スキルを持つこと
- 申請者が宗教団体のメンバーであること
- 学校の教師、報道、メディア、アドミン作業をするオフィスワークに就かないことなど

英語圏の国籍を持つ場合以外、英語力を示すため、ホームオフィスに認定された英語のテストを受験してパスする必要がある。もし、英国外で、英語で教えられた学位を持つ場合には、英国の学位（またはそれ以上）と同様なレベルであることを UK Ecctis<sup>90</sup>という機関に承認を受けた上で、この条件を満たすことができる。もし、以前のビザ申請で同レベル以上の英語の条件を満たし、承認された場合には、この要項は免除される。

経済的自立が可能であることを証明する（銀行口座に最低 1,270 ポンドを継続して 28 日以上保持していたことを申請時に示す。なお、扶養家族それぞれに対して、一定の額が加算される<sup>91</sup>）必要があるが、A レーティングのスポンサーライセンスを持つスポンサーが CoS 上で経済的自立の保証を確認した場合、または申請時に、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、自動的に条件を満たし、追加書類の提出は必要ない。

英国外からの申請<sup>92</sup>、英国内での延長申請<sup>93</sup>、スイッチ申請<sup>94</sup>共に、オンライン申請を行う。IHS が申請者、扶養家族に課される。

---

<sup>89</sup> <https://www.gov.uk/minister-of-religion-visa/knowledge-of-english>

<sup>90</sup> <https://www.ecctis.com/>

<sup>91</sup> <https://www.gov.uk/minister-of-religion-visa/your-partner-and-children>

<sup>92</sup> <https://www.gov.uk/minister-of-religion-visa/apply-from-outside-the-uk>

<sup>93</sup> <https://www.gov.uk/minister-of-religion-visa/extend-your-visa>

<sup>94</sup> <https://www.gov.uk/minister-of-religion-visa/switch-to-this-visa>

なお、現在、例外（例：ビジター）を除き、このビザルートにスイッチ申請が可能である。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

## Media Representative ビザ

Media Representative ビザは、英国外を拠点とするメディア会社（新聞社、ニュースエージェンシー、テレビ局など）の職員が、長期のアサインメントで英国に駐在する際に使用される。配偶者、未婚パートナー（2年以上同居した事が条件）、18歳未満の子供は扶養家族としてビザを取得することができる。永住権に繋がる。

英国外にある会社（本社）が主要拠点としてビジネスを維持し続けることが必要であり、英国で、本社の代表者としてフルタイムで働き、ほかのビジネスに携わらないことが条件である。新ルール下では、申請自体の真正性も問われるようになった。

英語力(レベルA1)の条件を満たす必要があるが、必要レベルは初級レベルであり、日常会話（リスニングとスピーキング）ができるか程度のレベルである。

延長申請の際には下記を含む情報、書類を求められる。

- 申請者が継続して雇用されるニーズがある旨を確認した雇用会社からのレター
- 直近12カ月間の給与額を確認する書類

英国外からの申請、英国内の延長申請、スイッチ申請はオンラインで行われる<sup>95</sup>。例外を除き（例：ビジター）、英国内でこのビザカテゴリーにスイッチ申請することが可能である。IHS が申請者、扶養家族に課される。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>95</sup> <https://www.gov.uk/representative-overseas-business/apply>

## Student ルート

Student ルートは、英国での学業を目的とするビザルートであり、Student ビザ、Child Student ビザの二つのサブカテゴリーに分かれる。永住権には繋がらない。一定の条件を満たす場合は、配偶者、未婚のパートナー（2年同居したことが条件）、18歳未満の子供が扶養家族としてビザを取得することができる。

### Student ビザ

Student ビザを取得するためには、16歳以上であることと、次の条件を満たすことが必要である。

- スポンサーライセンスを持つ英国の学校からオファーを受け、Confirmation of Acceptance for Studies (CAS)が発行される。
- 経済的自立が可能であることを示すことができる。
- 英語力を満たす<sup>96</sup>（リスニング、スピーキング、読み書き：通常、Secure English Language Test (SELT)を受験し、パスする必要がある）。
- 両親の同意があること（16歳か17歳の場合）。

経済的自立の条件（Financial Requirement）を満たすため、コース費用を9カ月分まで支払うための十分な資金があることを示す必要がある。支払わなければならない学費額はCASに記載される。もし、英国内でスイッチ申請をする場合で、英国に既に12カ月以上滞在している場合には、この条件は自動的に満たされ、追加の書類を提出する必要はない。

上記の免除に当てはまらない場合には、学費の他、下記の生活費の資金があることも示す必要がある。

- ロンドン市内でコースを受講する場合：月額1,334ポンド（コースの期間分、ただし、最長9カ月分まで）
- ロンドン外でコースを受講する場合：月額1,023ポンド（コースの期間分、ただし、最長9カ月分まで）

Doctorate Extension スキームの下で申請をする場合で、英国内に既に12カ月滞在していない場合は、月額2,668ポンド（ロンドンでコースを受講する場合）、または、月額2,046ポンド（ロンドン外でコースを受講する場合）の資金がある事を証明する必要がある。

---

<sup>96</sup> <https://www.gov.uk/guidance/prove-your-english-language-abilities-with-a-secure-english-language-test-selt>

Boarding Schoolに通う場合は、代わりに Boarding fee を支払うことが必要であり、支払うべき額が CAS に記載される。

必要額が銀行口座に最低 28 日間維持されていたことを証明する必要があり、28 日の期間の最後の日が、申請日の 31 日以内であることが条件となる。

なお、例外として、Student Union Sabbatical Officer として申請する場合、また、認定された Postgraduate の医者、歯医者のプログラムの下で申請する場合は、経済的自立が可能であることを示す条件が免除される。

英語力の条件を満たすためには、規定のレベルを満たす必要がある。コースが学位以上の場合は B2 レベルが必要であり、コースが学位レベルより低い場合には、B1 レベルが必要となる<sup>97</sup>。なお、英語圏の国籍を持つ場合などは、英語力要項は免除になる<sup>98</sup>。

#### Differentiation Arrangement (差別化措置)

日本を含む、特定の国・地域の国籍を持つ申請者については、経済的自立が可能であることを示す証明書類の提出は必須ではない。対象国・地域は英国政府ウェブサイト<sup>99</sup>で確認できる。なお、エントリークリアランスオフィサーの判断により、書類を求められることもあるため、念のために書類の準備をしておくべきである。

英国外で申請提出を行う場合は、コースの開始日から遡って、最短で 6 カ月前からビザ申請を提出することが可能である。英国内からビザ申請を行う場合は、コース開始日の 3 カ月前から申請が提出できる。また、英国内で申請する場合、新しいコースがビザ有効期限から 28 日以内に開始することが条件となる。

18 歳以上の申請者でコースが学位レベルである場合は、英国に最長 5 年間滞在することができる。なお、コースが学位レベルより下の場合は、通常 2 年までの英国滞在が許可される。

---

<sup>97</sup> <https://www.coe.int/en/web/common-european-framework-reference-languages/table-1-cefr-3.3-common-reference-levels-global-scale>

<sup>98</sup> <https://www.gov.uk/student-visa/knowledge-of-english>

<sup>99</sup> <https://www.gov.uk/student-visa/money>

コースが 6 カ月以下の場合、コース開始日の 1 週間前に英国入国ができ、コースが 6 カ月以上の場合は、コース開始日の 1 カ月前から英国に入国ができる。英国外からの申請<sup>100</sup>、延長申請<sup>101</sup>、そして英国内のスイッチ申請<sup>102</sup>はすべてオンラインで提出される。IHS が申請者、扶養家族に課される。

新ルールの下、一部例外（例：ビジター）を除き、英国内で Student ビザへのスイッチ申請が可能となったことは非常にポジティブである。駐在員の英国でのアサインメントが終了し、日本に帰国をする際、子供の教育を英国で一定の期間継続させたい、という希望が多々あるが、前ルールの下では、Tier 2 Dependant のステータスから Student のステータスに英国内でスイッチすることが認められなかった。従って、一度英国を出国し、日本に帰国後、再度エントリークリアランス（入国ビザ）を取得する必要があったが、新ルールの下では、英国内で申請が完了できる。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。なお、欧州国籍者については、チップ入りのバイオメトリック・パスポートを所持する条件で、アポイントメントの確保なしに、スマートフォン、タブレット上で、アプリ<sup>103</sup>を使用した申請提出が可能である。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメント（欧州国籍者の場合、アプリを使用した提出日）から約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

## Child Student ビザ

申請者が 4 歳から 17 歳である場合で、英国の Independent School に通う場合は、Child Student ビザが適切なビザとなる。このビザを取得するためには、下記の条件を満たす必要がある。

- 英国の Independent School からオファーを受け、Confirmation of Acceptance for Studies (CAS)が発行される。
- 経済的自立が可能であることを示すことができる。
- 両親の同意があること。

このビザの下、認められているコースは下記のとおりである。

---

<sup>100</sup> <https://www.gov.uk/student-visa/apply>

<sup>101</sup> <https://www.gov.uk/student-visa/extend-your-visa>

<sup>102</sup> <https://www.gov.uk/student-visa/switch-to-this-visa>

<sup>103</sup> <https://www.gov.uk/guidance/using-the-uk-immigration-id-check-app#how-to-use-the-app>

- 国で定められたカリキュラム<sup>104</sup>
- RFQ レベル 3 のコース<sup>105</sup>
- Independent School のスタンダードを満たすコース<sup>106</sup>

または、下記の教育機関が上記と同レベルのコースと認定したコースを受講することが可能である。

- Office for Standards in Education (Ofsted)<sup>107</sup>
- Education Scotland<sup>108</sup>
- Estyn<sup>109</sup>
- Education and Training Inspectorate<sup>110</sup>

経済的自立の条件（Financial Requirement）を満たすために、コースの学費を支払うための資金があること、そして生活費を支払うための資金があることを示す必要がある。必要額は個々のシチュエーションによって異なる。

申請者の子供と親と一緒に生活する場合、学費（最長 9 カ月分まで）、そして、月額 1,560 ポンド（最長 9 カ月分まで）の資金があることを示す必要がある。なお、Child Student ビザを持つ兄弟がいる場合は、さらに、一人あたり月額 625 ポンドずつ加算される。

Boarding Schoolに通う場合には学費と Boarding フィー（共に最長 9 カ月分まで）を支払うための資金があることを示す必要がある。

親族等と一緒に住む場合は、学費（最長 9 カ月分）の資金があること、そして、同居する者が月額 570 ポンド（最長 9 カ月分）の生活費資金があることを示す必要がある。同居者は、英国人か永住権を保持する者でなければならない。

申請者が 16 歳または 17 歳で、一人で住む場合、学費（最長 9 カ月分）の資金があること、さらに下記の生活費（月額）の資金があることを示す必要がある。

---

<sup>104</sup> <https://www.gov.uk/national-curriculum>

<sup>105</sup> <https://www.gov.uk/what-different-qualification-levels-mean/list-of-qualification-levels>

<sup>106</sup> <https://www.isi.net/>

<sup>107</sup> <https://www.gov.uk/government/organisations/ofsted>

<sup>108</sup> <https://education.gov.scot/>

<sup>109</sup> <https://www.estyn.gov.wales/>

<sup>110</sup> <https://www.etini.gov.uk/>

- ロンドン市内で勉強する場合は 1,334 ポンド（最長 9 カ月分まで）
- ロンドン外で勉強する場合は、1,023 ポンド（最長 9 カ月分まで）

必要額が銀行口座に最低 28 日間維持されていたことを証明する必要があり、28 日の期間の最後の日が、申請日の 31 日以内であることが条件となる。

なお、英国内でスイッチ申請をする場合で、既に英国に 12 カ月以上滞在している場合には、経済的自立の条件（Financial Requirement）を自動的に満たし、追加の書類を提出する必要はない。Student ビザと同様に Differentiation Arrangement（差別化措置）が設けられ、日本を含む特定の国籍を持つ場合には、経済的自立が可能であることを示す証明書類の提出は必須ではない。なお、エントリークリアランスオフィサーの判断により、書類を求められることもあるため、念のために書類の準備をしておくべきである。

英国外で申請提出を行う場合は、コースの開始日から遡って、最短で 6 カ月前からビザ申請を提出することが可能である。英国内からビザ提出を行う場合は、コース開始日から 3 カ月前から申請が提出できる。また、英国内で申請する場合、新しいコースがビザ有効期限から 28 日以内に開始することが条件となる。

申請者が 16 歳未満の場合には、コースの期間（最長 6 年まで）と 4 カ月のビザが発行され、申請者が 16 歳か 17 歳の場合には、コースの期間（最長 3 年まで）と 4 カ月のビザが発行される。

英国外からの申請<sup>111</sup>、英国内の延長申請<sup>112</sup>、スイッチ申請<sup>113</sup>はすべてオンラインで行われる。IHS が申請者に課される。

オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。なお、欧州国籍者については、チップ入りのバイオメトリック・パスポートを所持する条件で、アポイントメントの確保なしに、スマートフォン、タブレット上で、アプリ<sup>114</sup>を使用した申請提出が可能である。

---

<sup>111</sup> <https://www.gov.uk/child-study-visa/apply>

<sup>112</sup> <https://www.gov.uk/child-study-visa/extend-your-visa>

<sup>113</sup> <https://www.gov.uk/child-study-visa/switch-to-this-visa>

<sup>114</sup> <https://www.gov.uk/guidance/using-the-uk-immigration-id-check-app#how-to-use-the-app>

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメント（欧州国籍者の場合、アプリを使用した提出日）から約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

## Parent of a Child Student ビザ

Child Student ビザを持つ子供の親は、このルートを使用してビザを申請することができる。申請時に子供が 4 歳から 11 歳で、Independent Schoolに通う条件となる。さらに、下記の条件も満たす必要がある。

- 英国にいる唯一の親であること
- 経済的自立が可能である
- 英国外の拠点国を維持すること
- ビザが期限を迎える前に英国を離れる意思があること

子供が 12 歳になるまで、または子供のビザの期限日まで、いずれか早い期間、ビザを取得することができる。

経済的自立が可能であることを示すため、月額 1,560 ポンド（滞在期間、最長 9 カ月分）の資金があることを証明する必要がある。この額は、親と子供をサポートする額である。もし、Child Student ビザを持つ兄弟がいる場合には、一人あたり月額 625 ポンド（滞在期間、最長 9 カ月分）が加算される。なお、英国に 12 カ月以上滞在している場合には、この条件は自動的に満たされ、追加の書類を提出する必要はない。

英国外からの申請<sup>115</sup>、英国内の延長申請<sup>116</sup>はオンラインで行われる。オンライン申請を提出後、ビザアプリケーション・センターにてアポイントメントを確保し、バイオメトリック情報（指紋、デジタル写真撮影）を提出、そして原本書類（パスポートなど）を提出する必要がある。原本書類（さらに、国内申請の場合は BRP）以外の必要書類については、スキャンされた書類をシステム上に事前にアップロードする方法、または、予約日当日、その場で書類をスキャンし、提出する方法がある。IHS が申請者に課される。一部の例外（例：ビジター）を除き、英国内のスイッチ申請も可能である。

英国外からの申請の審査（スタンダードサービス）は、アポイントメントから約 15 営業日を要する。英国内での申請は約 8 週間の審査時間を要する。申請が承認された日から約 10 営業日で BRP が発行される。

---

<sup>115</sup> <https://www.gov.uk/parent-of-a-child-at-school-visa/apply>

<sup>116</sup> <https://www.gov.uk/parent-of-a-child-at-school-visa/extend-your-visa>

## Graduate ルート

Graduate ルートは、英国で大学を卒業した外国人学生に対し、英国に滞在して仕事を探す、または仕事に就く機会を与えるために 2021 年 7 月に導入されたルートである。学士号、修士号を保持する場合は 2 年間、博士号を保持する場合は 3 年間のビザが発行される。また、ほかのビザルート（例：Skilled Worker ルート）へ切り替える場合は、英国内でスイッチ申請を行うことができる。

このルートはスポンサーが存在しないビザルートであるため、特定の雇用主に縛られることがなく、自由に複数の会社で勤務することが可能である。

Tier 4(General)ビザ、または Student ビザを保持し、コースを修了した場合には、このビザを取得することができる。経済的自立の条件（Financial Requirement）は免除され、英語力も、学位レベル以上のコースを修了したことで自動的に条件を満たし、追加の書類を提出する必要はない。

ただし、このルートは永住権には繋がらない。扶養家族については、ビザ申請時に、既に英国に滞在している場合のみ、ビザが取得できる。IHS が申請者、扶養家族に課される。

オンライン申請またはアプリを使用した申請が可能である<sup>117</sup>。申請審査期間は約 8 週間とされており、優先サービスは使用できない。

---

<sup>117</sup> <https://www.gov.uk/graduate-visa/apply>

## Visitor ルート

Visitor ルートは、観光、友達や家族の訪問、1 カ月を超えないボランティア活動やレクリエーションのコースへの参加、短期の語学留学、ビジネス等を目的に英国に短期滞在（例外を除き 6 カ月未満）を希望する際に使用できる。

日本国籍者は Non visa national（ビザを要さない国籍者）であるため、英国にビジターとして入国し、6 カ月未満の滞在を予定する際には、ビザを取得する必要はない。日本国籍を持つ者でも、ビジタービザを申請することが可能ではあるが、ビジター規則の条件は、ビザ保持者、またビザを保持しない者に対し、同一に適用されるため、特に、ビザを取得することにメリットはない。

2023 年より、新しい Electronic Travel Authorisation（ETA）システムが導入される予定である。ビジターとして渡英する前に必要となるオンライン上の申請システムであり、現在、ビザ取得が不要で、入国・滞在許可を保持しない渡英者の記録を管理する事が目的とされる。

ビジタールートは下記の四つに分かれる。

- スタンダードビジター：観光や友達、家族の訪問等を含む、許可されている活動を行う場合
- 婚姻ビザ<sup>118</sup>：英国で結婚する目的がある場合
- Permitted Paid Engagement ビジター<sup>119</sup>：特定の分野で活躍する専門家が許可された活動を行うために英国に 1 カ月未満滞在する場合
- トランジットビジター<sup>120</sup>：英国以外の行き先に旅行する過程で、英国に 48 時間未満滞在する場合

ビジネス目的の短期出張は、上記のスタンダードビジターのルートにあてはまる。イミグレーションルールの下、どのような活動内容が許可されているのか、渡英前に把握することが大変重要である。定められた許可活動の範囲を超える活動を行う場合には、滞在期間に関わらず、ビザ（例：Global Business Mobility ルート(Senior or Specialist Worker ルート)）を取得する必要がある。

スタンダードビジターとして、下記を含む活動が許可されている<sup>121</sup>。

### 一般的なビジネス活動

- ミーティング、コンファレンス、セミナー、インタビューの参加。

---

<sup>118</sup> <https://www.gov.uk/marriage-visa>

<sup>119</sup> <https://www.gov.uk/permitted-paid-engagement-visa>

<sup>120</sup> <https://www.gov.uk/transit-visa/visitor-in-transit-visa>

<sup>121</sup> <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-visitor-permitted-activities>

- 一回きり、または短いトークを行う（利益を得るものでない事が条件）。
- 契約の交渉、締結。
- トレードフェアに参加（直接販売を行わず、プロモーションの目的のみである事が条件）。
- ワークサイトの訪問、検査を行う（例：工場）。
- 英国外のビジネスのための情報収集をする。
- 英国のクライアントの要件を聞く。

### Intra Company（グループ企業内）活動

特定の同グループ企業内のプロジェクトで下記の活動に携わり、クライアントに直接サービスを提供しない。

- 指導、相談
- トラブルシューティング
- トレーニングの提供
- 技術と知識のシェア

さらに、同グループの社員が英国の支店で内部の監査（規制、ファイナンシャル）を行うことが許可されている。

### 製造会社が物品を英国に収める場合

英国外の製造会社と英国会社との間に契約がある場合に限り、製造会社社員が英国で機械、コンピューターソフトウェアやハードウェアの設置、解体、修復、サービス、または指導をすることが許可されている。

### トレーニング

英国外の会社の社員は、英国会社にて短期のトレーニングを受けることが可能である。なお、トレーニングの内容が英国外の会社の雇用で必要とされ、母国では習得可能ではない内容である必要がある。

この他にも、下記の分野で特定の活動を行うことが許可されている。

- 科学、アカデミア
- リーガル
- 宗教
- クリエイティブ
- スポーツ

- 医療治療、人体器官の寄付
- 研究

ビジネスを目的に英国に出張する機会が多い中、英国滞在期間にかかわらず、活動内容がビザの有無を判断する材料となるため、必ず、渡英前に、予定する活動内容がビジターとして許可されている内容であるか、事前に確認する必要がある。また、ビジターとしての渡英はリスクを伴うことだと十分に認識し、コンプライアンスを遵守することが重要である。英国滞在期間については、どの12カ月をとっても、6カ月間以上滞在しないことを遵守することも非常に重要である。

会社が組織的に、コンプライアンス遵守をせず、英国に社員を送り、許可されていない活動を行っていることがホームオフィスに指摘された場合には、監査訪問、英国のスポンサー会社のスポンサーライセンスのダウングレード、また、最悪の場合には、失効にも繋がる可能性があるため、注意を払う必要がある。

## EU Settlement スキーム

### 欧州国籍者

2020年12月31日以前に英国で居住を開始した欧州国籍者は、2021年6月30日までに EU Settlement スキーム下で申請提出を完了し、Pre-Settled ステータス（5年の居住権）、または Settled ステータス（永住権）を取得する必要がある。これらのステータスを取得後、英国での居住権および労働権が2021年1月1日以降も保護されることになる。

このスキームは、2020年12月31日以前に英国で居住を開始したすべての欧州国籍者、そしてその家族に適用される。従って、既に欧州法下で取得した永住権（EEA Permanent Residence Card）を所持する場合においても、英国法下の Settled Status（永住権）への期限内の切り替え申請提出が必要となる。

EU Settlement スキーム下の申請は、EU のバイオメトリックパスポート（チップ入り）を保持することを条件に、スマートフォン、タブレット上で、EU Exit ID Document Check という名称のアプリ<sup>122</sup> を使用し、自宅からでも簡潔に完了できる手続きである。パスポート情報のスキャン、顔写真撮影、さらに、写真撮影された書類のアップロードもアプリを使用して完了が可能である。なお、このアプリは EU 域内のみで使用が可能である。申請費は無料であり、通常 20～30 分程度で申請提出が完了できる。

### 欧州国籍者の扶養家族

扶養家族は、通常、配偶者、未婚のパートナー、子供、孫、経済的に依存する両親と祖父母を含む。欧州国籍者が 2020年12月30日以前に英国での居住を開始し、Pre-settled ステータス、または Settled ステータスを取得した場合で、2020年12月30日以前に家族関係が既に存在していた場合には、2021年1月1日以降であっても、扶養家族は EU Settlement スキーム下でエントリークリアランス（入国ビザ）を取得後、英国入国が可能となる。

既に英国に居住する扶養家族の申請においては、欧州国籍者の家族であるステータスを確認する BRP を既に所持する場合のみ、アプリを使用した申請が可能であり、BRP を所持しない場合は、コンピューター上でのオンライン申請<sup>123</sup> が必要となる。この申請方法においては、バイオメトリック情報

---

<sup>122</sup> <https://www.gov.uk/guidance/using-the-eu-exit-id-document-check-app>

<sup>123</sup> <https://apply-to-visit-or-stay-in-the-uk.homeoffice.gov.uk/euss?qitq=9fae3243-2d6b-4c86-89d7-ad07fe635f36&qitp=9019fad9-9992-46fc-991f-0d9cbc901f5c&qitts=1607188291&qitc=homeoffice&qite=product2019&qitrt=Safetynet&qith=0eefbf56e6a7ea8c4af3e75552aebee7>

(指紋、デジタル写真) 採取のため、アポイントメントを確保し、アattendする必要がある。場合によっては、紙ベースの申請書、原本パスポート、および、証明書類を郵送する必要がある。

必要書類として、欧州国籍者との関係を示す婚姻証明書や出生証明書、そして同居を証明する書類(同じ住所に宛てられたコレスポンドンスなど 例: カウンシルタックスの請求書、水道料金、電話料金、ガス料金等の請求書、銀行の明細書など) が挙げられる。

### Pre-Settled ステータス

申請時において、英国に 5 年未満居住した場合は、Pre-settled ステータスが与えられる。承認が下りた日から 5 年間の滞在許可が認められる。そして、英国居住期間が 5 年を満了した時点で、Settled ステータスに切り替える申請を提出することが可能である。Pre-settled ステータスを取得後、継続して 2 年間以上英国を不在にした場合には、このステータスを失うことになる。

### Settled ステータス

申請時において、英国に既に 5 年以上居住した場合は、Settled ステータス(永住権) が与えられる。なお、Settled ステータスを取得するための条件として、5 年間を通して、どの 12 カ月をとっても 6 カ月以上の英国からの不在がなかったこと、とある。ただし、例外として、一回きりの 12 カ月未満の特別な理由による(例: 出生、医療関係、海外赴任等) 英国不在期間については、特別に許可される。

申請プロセスの一貫として、National Insurance 番号に基づいた HMRC(英国税務当局)が保持する税務情報を自動確認するシステムとなっており、5 年以上に渡る税務情報が確認できる場合には、Settled ステータス(永住権) が与えられる流れとなる。なお、5 年以上英国に居住したにもかかわらず、HMRC の情報が 5 年に満たない場合には、追加書類(例: 賃貸契約書、銀行明細書、カウンシルタックスの請求書等) をアップロード、または提出した上で Settled ステータス(永住権) の考慮を要請できる。

Settled ステータスを取得後、継続して 5 年間(スイス国籍者の場合のみ 4 年) 以上英国を不在にした場合には、このステータスを自動的に失うことになる。

深刻な犯罪歴等(犯罪歴のチェックも申請プロセスの一貫として行われる) がない限り、すべての申請が承認されるべき、とホームオフィスは説明している。

UKVI ウェブサイト上で、審査所要時間は、アプリを使用する場合、5 営業日と説明がある<sup>124</sup>が、追加情報や書類を求められる場合は 1 カ月程度の時間を要するケースもある。

---

<sup>124</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/eu-settlement-scheme-application-processing-times/eu->

## 英国雇用主が行うべき就労権利の確認 (Right to work check)

英国雇用主は、国籍を問わず（英国籍者を含む）、遅くとも勤務開始日の朝までに、雇用するすべての者の就労権利確認を行う法的義務<sup>125</sup>を負う。2021年6月30日以前は、欧州国籍を保持する事が確認できる原本のEUパスポートまたはIDカードを確認するのみで良く、EU Settlement スキーム下のステータスの提示を求めることを義務付けることはできなかった。また、イミグレーションステータスに基づいて雇用の決断をすることは、差別とみなされるため、注意が必要である。2021年7月1日以降は、欧州国籍者がEU Settlement スキームの下、Pre-Settled ステータス、または Settled ステータスを保持することを確認する必要がある<sup>126</sup>。

2021年6月30日以前に欧州国籍者を雇用した場合は、同期限日までにEU Settlement スキームの下、申請提出を完了したか否かをチェックする法的義務はない。しかしながら、後日、雇用者が期限内にEU Settlement スキーム下で提出を完了していないことが認識された場合には、その日から28日間の猶予期間を与え、申請提出を促すべきである。

提出期限日であった2021年6月30日を過ぎた場合でも、遅延に対する正当な理由<sup>127</sup>が存在する場合には、ホームオフィスが申請を特別に受理することもある。申請審査期間中に雇用する際は、Certificate of Application（有効な申請が行われたことを確認するホームオフィスが発行する電子証明書）と Positive Verification Notice（Employer Checking Service<sup>128</sup>を使用後に取得した就労権利を確認するノーティス）の両書類を確保した上でのみ、可能となる<sup>129</sup>。

---

[settlement-scheme-pilot-current-expected-processing-times-for-applications#:~:text=It%20usually%20takes%20around%205.take%20up%20to%20a%20month](#)

<sup>125</sup>Sections 15 to 25 of the Immigration, Asylum and Nationality Act 2006 (the 2006 Act) Sections 24 and 24B of the Immigration Act 1971.

<sup>126</sup> <https://www.gov.uk/guidance/employing-eu-citizens-in-the-uk#checking-an-eu-citizen-job-applicants-right-to-work>

<sup>127</sup> ガイダンス P33 に正当な理由の例が挙げられている。

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1069096/EU\\_Settlement\\_Scheme\\_EU\\_other\\_EEA\\_Swiss\\_citizens\\_and\\_family\\_members.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1069096/EU_Settlement_Scheme_EU_other_EEA_Swiss_citizens_and_family_members.pdf)

<sup>128</sup> <https://www.gov.uk/employee-immigration-employment-status>

<sup>129</sup>

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1071247/Employer\\_s\\_Guide\\_to\\_Right\\_to\\_Work\\_Checks\\_PDF\\_.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1071247/Employer_s_Guide_to_Right_to_Work_Checks_PDF_.pdf)